公益財団法人世田谷区保健センター組織規則

平成２４年３月１日
公財世保規則第９号

（目　的）

第１条　公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）の業務を処理するため、必要な組織を定めることを目的とする。

（組　織）

第２条　事務局の組織は次のとおりとする。

管理課
　財団運営係
　事業係
　事業調整担当係長
　人材育成コンプライアンス担当係長
　広報・企画調整担当係長
　こころとからだの保健室担当係長
医務課
　健診事業係
　健康指導係
　健康増進係
　検査係
　看護係
　放射線係
　放射線業務特命担当係長
専門相談課
　障害者専門相談係
　障害者専門相談担当係長
　乳幼児育成相談係
　高次脳機能障害相談支援担当係長

（職及び職責）

第３条　事務局の前条に定める課に係長及び担当係長を置く。

２　係に副係長又は主査を置くことができる。

３　第１項の職に充てるものは、上司の命を受け分掌事務を掌理するとともに、所属職員を指揮し、事務又は業務の円滑な推進を図らなければならない。

４　第２項の職に充てるものは、係長を補佐し、事務又は業務の円滑な推進を図らなければならない。

５　第１項及び第２項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

（事務局管理課の事務分掌）

第４条　事務局管理課各係の事務分掌は次のとおりとする。

財団運営係

（１）財団内の調整に関すること

（２）評議員会及び理事会に関すること

（３）規程、規則及び要綱等の制定改廃に関すること

（４）役員並びに職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関すること

（５）職員定数に関すること

（６）財団印の管守に関すること

（７）文書に関すること

（８）契約に関すること

（９）施設及びその付帯設備の維持管理に関すること

(10) 物品の出納保管に関すること

(11) 予算の立案、執行管理及び決算報告に関すること

(12) 収入及び支出金の審査、執行に関すること

(13) 区の補助金、交付金及び受託金等に関すること

(14) 使用料の納入事務に関すること

(15) 経理、税務の処理及び財務諸表の作成に関すること

(16) 固定資産の記録管理等に関すること

(17) 現金及び有価証券の出納、整理及び保管に関すること

(18) 公益法人の定期報告及び変更認定等の届出に関すること

(19) 財団幹部会及び係長会の運営管理に関すること

(20) 財務・給与・人事システムの維持管理に関すること

(21) 財務改善に関すること

(22) 前各号のほか、他の係に属さないこと

事業係

（１）事業課の運営支援、事業管理（計画、執行状況管理）及び健診・検査業務に係る総合調整機能に関すること

（２）経営向上推進（事業ＰＲ及び営業活動等）に関すること

（３）財団が設置する各種委員会の活動推進に関すること

（４）利用受付及び料金徴収に関すること

（５）事業システムの維持管理に関すること

（６）事業推進のための医療機関等への訪問活動・営業に関すること

（７）区内医療機関の後方支援に関すること

事業調整担当係長

（１）医務課及び専門相談課に係る新規事業等への計画・調整に関すること

（２）医務課及び専門相談課に係わる各種事業の調整に関すること

人材育成コンプライアンス担当係長
（１）コンプライアンス及び情報セキュリティポリシーに関すること
（２）研修委員会の事務に関すること
（３）人材育成・研修事務に関すること
広報・企画調整担当係長
（１）財団の中長期計画の立案及び評価に関すること
（２）事業計画及び重要な施策の調整及び進行管理に関すること
（３）事務改善に関すること
（４）経営会議の運営管理に関すること
（５）財団全体に関わる調査及び研究に関すること
（６）ホームページの維持管理に関すること
（７）広報活動の推進に関すること
（８）危機管理に関すること
（９）総合プラザ連携等の協議及び運営に関すること
こころとからだの保健室担当係長
（１）こころとからだの保健室ポルタの運営に関すること
（２）がん相談事業に関すること
（３）がん相談事業における関係機関との連携に関すること
（４）こころの相談事業に関すること
（５）精神保健事業に係る支援、啓発、人材育成に関すること
（６）前各号の事業に付随する事務的業務に関すること

（事務局医務課の事務分掌）
第５条　事務局医務課各係の事務分掌は、次のとおりとする。
健診事業係
（１）健康増進事業に係る測定・指導業務の計画・調整及び実施に関すること
（２）料金規程事業等に係る検査業務の計画及び実施に関すること
（３）前各号の事業に係る統計資料の収集整理に関すること
（４）超音波診断（頸動脈、腹部）による検査業務に関すること
（５）健診事業に係る業務改善及びシステム構築に関すること
（６）健診、健康増進業務及び健康指導及び相談業務の円滑な運営に関すること
（７）前各号の事業に付随する事務的業務に関すること
健康指導係
（１）健康増進事業に係る指導業務の計画・調整及び実施に関すること
（２）健康教育事業に係る指導業務の計画・調整及び実施に関すること
（３）料金規程事業に係る測定及び指導業務に関すること
（４）前各号の事業に係る統計資料の収集整理に関すること
（５）前各号の事業に付随する事務的業務に関すること

（６）健診、健康増進業務及び健康指導及び相談業務の円滑な運営に関すること

健康増進係

（１）健康増進事業に係る指導業務の計画・調整及び実施に関すること

（２）健康教育事業に係る指導業務の計画・調整及び実施に関すること

（３）料金規程事業に係る測定及び指導業務に関すること

（４）健診、健康増進業務及び健康指導及び相談業務の円滑な運営に関すること

（５）地域の健康づくり支援に関すること

（６）障害者の健康づくり事業の計画・調整及び実施に関すること

（７）前各号の事業に係る統計資料の収集整理に関すること

（８）前各号の事業に付随する事務的業務に関すること

検査係

（１）細胞診及び病理診断に関すること

（２）検体検査事業の計画・調整及び実施に関すること

（３）ホルター心電図、超音波診断(頸動脈以外)による検査業務に関すること

（４）前各号の事業に付随する事務的業務に関すること

看護係

（１）内視鏡及び超音波(腹部･甲状腺)診断による検査業務に関すること

（２）がん対策事業に係る看護業務及び相談業務等に関すること

（３）放射線事業等の検査に係る看護業務に関すること

（４）前各号の事業に付随する事務的業務に関すること

放射線係

（１）放射線及びＭＲＩ検査による診断に関すること

（２）がん対策事業に係る放射線業務に関すること

（３）その他放射線業務に関すること

（４）ＭＲＩ検査業務に関すること

（５）放射線業務の計画・調整・実施・結果及び付随する事務的業務に関すること

放射線業務特命担当係長

（１）胃がん検診業務における検診車の取扱い等に関すること

（事務局専門相談課の事務分掌）

第６条　事務局専門相談課各担当の事務分掌は、次のとおりとする。

障害者専門相談係

（１）身体・知的・精神障害等に関する相談に対する専門的な観点からの情報提供・助言に関すること

（２）福祉施設等への訪問支援に関すること

（３）障害者支援に係る人材育成、啓発事業に関すること

（４）障害者等の交流及び地域活動支援に関すること

（５）障害者(児)相談・支援に係る関係機関との連携及び地域支援に関すること

（６）障害者の相談・支援等に関する調査・研究に関すること
（７）前各号の事業に付随する事務的業務に関すること
障害者専門相談担当係長
（１）専門相談課内の総合調整に関すること
（２）障害者専門相談事業の支援に関すること
乳幼児育成相談係
（１）乳幼児の発達・発育の相談・評価・助言等に関すること
（２）児童福祉施設等への訪問支援に関すること
（３）前各号の事業に付随する事務的業務に関すること
高次脳機能障害相談支援担当係長
（１）高次脳機能障害の相談・評価・支援等に関すること
（２）高次脳機能障害に係る人材育成、啓発事業に関すること
（３）高次脳機能障害に係る関係機関との連携及び地域支援に関すること
（４）前各号の事業に付随する事務的業務に関すること

附　則
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 25 年 3 月 13 日規則第 6 号）
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 26 年 3 月 1 日規則第 2 号）
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 28 年 3 月 2 日規程第 6 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 30 年 2 月 28 日規則第 2 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 31 年 1 月 29 日規程第 3 号）
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 2 年 2 月 28 日規則第 3 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 4 年 3 月 1 日規則第 2 号）
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 5 年 3 月 1 日規則第 4 号）
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 5 年 3 月 1 日規則第 4 号）
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 6 年 3 月 8 日規則第 5 号）
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 7 年 3 月 3 日規則第号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月５日規則第９号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。